

**申告が
必要です!**

平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

退職や廃業などにより平成19年中の所得が減って所得税がかからなくなった場合には、既に納付済みの平成19年度分住民税額から、税源移譲(税率の変更)により増額となった分の住民税相当額を還付します。

**所得変動に伴う住民税の還付を受ける
ためには申告が必要となります。**

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

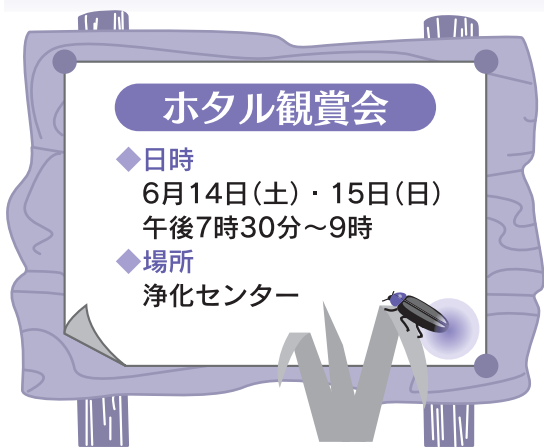
申告期間
平成20年
7月1日~31日
まで

6月10日に市県民税の納税通知書を発送します。第1期の納期限は6月30日(月)となります。忘れずにお近くの金融機関で納付してください。

詳しくは、税務課市民税係
内線 171・172へ。

平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて、平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この減額措置は適用されません。市では、6月中旬に該当すると思われる方(平成19・20年に土岐市在住で、所得などの課税データが分かる方)には、申告書を送付する予定です。なお、平成19年中に市外から転入された方の場合は、該当者かどうかの判断がつかまないので、この減額措置に該当すると思われる方は、平成19年1月1日現在にお住まいであった市区町村へお問い合わせください。

下水処理水で育ったホタルを觀賞しよう



詳しくは、浄化センター(☎ 55 4315)へ
どうぞ。

下水道は、汚れた水をきれいにして川や海に戻すという大切な役割を果たしています。市浄化センターでは、1日に中学校のプール約25杯分もの汚水をきれいな水にして、土岐川に戻しています。

また、水環境への取り組みを目で見える形でアピールするため、平成6年度から下水処理水でのホタルの飼育に取り組んでいます。今年度も、育てた幼虫約4千匹をせせらぎ水路などに放流することができ、たくさんの方のホタルの羽化が期待できます。

同センターでは、こうして羽化したホタルが放つ幻想的な光を皆さんに楽しんでいただくこと、「ホタル観賞会」を次の通り開催します。

ご家族、お友達をお誘い合わせの上、ぜひお出掛けください。